令和８年度茨城県在宅医療基盤整備事業費補助金交付要項

（趣旨）

第１条　県は、令和８年度茨城県在宅医療基盤整備事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　この補助金は、実施要項「３　事業内容」に規定する事業を対象とする。

２　補助対象者、補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

３　この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を、知事が指示する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第４条　知事は、事業実施に当たり、事業内容等を審査し、予算の範囲内で補助予定者を採択し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助予定者へ通知する。この場合において、予算の範囲を超えるときは、原則として、これまで本補助金及び地域ケア基盤整備推進事業費補助金の交付を受けていない医療機関及び訪問看護事業所を優先する。

　また、在宅医療を行う医療機関のうち、令和８年３月 31 日まで訪問診療を行っていなかった医療機関を優先し、その中でも在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院（届出予定含む。）、診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定予定回数の多い医療機関の順に優先する。また、訪問診療を行っている医療機関同士においては、前年の診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定回数と比較して増加率が大きい医療機関、茨城県保健医療計画における在宅医療において積極的役割を担う医療機関の順に優先する。

（申請の取下げ期間）

第５条　規則第８条第１項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 10 日以内とする。

（補助金の変更申請等）

第６条　第４条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業

者」という。）は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加（減額）交付申請を行う場合には、補助金追加（減額）交付申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加（減額）交付決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（補助事業の内容変更等）

第７条　補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の 20 パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

（補助事業の中止等）

第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第９条　知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した補助金概算払申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 86 号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条　補助事業者が実施要項「３　事業内容」に規定する取組を実施したが、医療機関においては、取組期間中に訪問診療を１度も行わなかった場合、また、特段の理由なく訪問診療の実施回数が事業計画書に記載した予定回数より少なかった場合、訪問看護事業所においては、実施要項「４　用語の定義(5)」に規定する取組拡充を実施したが、取組拡充によって増員した者との契約が契約締結の日から１年未満で解除された場合、知事は、交付した補助金の全額又は一部を県に返

還させることがある。

（補助金の額の確定の通知）

第 12 条　補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（消費税仕入控除税額の納付）

第 13 条　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（証拠書類の保存）

第 14 条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、これを事業完了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 15 条　規則第 20 条の規定により知事が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年７月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

付　則

この要項は、令和８年 10 月 14 日に施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表
（第２条関係）

<table>
<tr><th>補助
対象者</th><th>補助
基準額</th><th>補助率</th><th>補助
対象経費</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>在宅医療を行う医療機関</td><td>2,000
千円</td><td>１／２
※補助上限金額 1,000 千円</td><td>訪問診療に必要な備品購入費</td><td rowspan="2">・単価５万円以上（消費税込）の訪問診療又は訪問看護で使用する医療機器
・患者情報の共有等に使用するための電子情報通信機器（タブレット型端末等）
・在宅人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等

※対象となる機器等の判断にあたっては、県に確認を行うこと。</td></tr>
<tr><td>訪問看護事業所</td><td>1,000
千円</td><td>１／２
※補助上限金額 500 千円</td><td>訪問看護に必要な備品購入費</td></tr>
</table>

（留意事項）
・令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に実施した事業に限る。（なお、事業の着手時期については、補助対象となる備品購入等に係る契約行為をもって判断することとする。）
・市町村、県及び国で実施している他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の対象外とする。
・対象にならない主な経費は次のとおりとする。
(1) 人件費、消耗品費、光熱水費等の運営費
(2) 物品やシステム等の維持にかかる保守、点検、月々のリース料金及び使用料等のランニングコスト
(3) 電子情報通信機器のうち、医療関係者同士の患者情報の共有や、患者とのオンライン上のやり取り以外の目的に使用するもの（持ち運びを前提としない事業所に置く事務用パソコン等）
(4) 医療機器、生体モニタリングシステム以外のソフトウエアやアプリケーション
・簡易自家発電装置等については、次のとおりとする。
(1) 災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関又は診療の補助を行っている訪問看護事業所が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの。
(2) ガソリンやガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。